

宮城県電子自治体推進協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「宮城県電子自治体推進協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 電子自治体の構築に向け、宮城県と市町村が連携して情報の共有を図り、一体となって住民サービスの向上と効率的な行政システムの確立を目指した電子自治体の推進を図ること及び自治体DX推進を目的に、宮城県電子自治体推進協議会を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報システムの共同開発、共同利用に関すること。
- (2) 電子申請サービスの導入・運営に関すること
- (3) 情報機器等の共同調達に関すること。
- (4) 総合行政ネットワーク（L G W A N）の利用促進に関すること。
- (5) 自治体DX推進等に係る情報交換等に関すること。
- (6) その他協議会の目的の達成に必要なこと。

(会員)

第4条 協議会の会員は、宮城県（以下「県」という。）及び県内の市町村とする。

- 2 県の会員は、企画部デジタルみやぎ推進課長の職にある者をもって充てる。
- 3 市町村の会員は、情報担当課長の職にある者もしくはそれに相当する職にある者をもって充てる。
- 4 その他協議会で認められた者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
- 2 会長及び副会長は、会員の互選により定める。
 - 3 会長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
 - 5 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 協議会の総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。

3 総会は、会員の3分の2の出席（代理出席を含む。）をもって成立し、その議決は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、総会に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

5 前項の規定に関わらず、総合行政ネットワークまたはインターネットを活用した電子メール等による会議を開催することも可能とする。その場合の議決は、前項によるものとする。

（運営委員会）

第7条 協議会には、必要に応じて運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の設置及び目的に関して必要な事項は、総会で別に定める。

3 運営委員会の所掌事項は、運営委員会において議決することができる。

（専門部会）

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、第3条各号に掲げる事項について、調査・検討を行う。

3 部会の種別及び構成市町村は、協議会で決定する。

4 部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長になる。

6 部会は、必要に応じ、部会員でない市町村の職員、その他関係者を出席させることができる。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を処理する事務局を置く。

2 事務局は、県企画部デジタルみやぎ推進課内に置く。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年11月19日から施行する。

2 協議会の設立時の役員は、第5条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31までの期間を任期とする。

3 この規約は、平成23年4月22日から施行する。

4 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

5 この規約は、令和4年2月17日から施行する。